

中華人民共和國企業所得稅法實施條例

第 1 章 總則

第 1 条 《中華人民共和國企業所得稅法》（以下、「企業所得稅法」と略称）の規定に基づき、本條例を制定する。

第 2 条 企業所得稅法第 1 条にいう個人獨資企業、パートナーシップ企業とは、中国の法律、行政法規の規定に基づき設立された個人獨資企業、パートナーシップ企業を指す。

第 3 条 企業所得稅法第 2 条にいう法律に基づき中国国内に設立された企業とは、中国の法律、行政法規に基づき中国国内において設立された企業、事業單位、社会团体および収入を取得したその他の組織を含む。

企業所得稅法第 2 条にいう外国（地区）の法律により設立された企業は、外国（地区）の法律に基づき設立された企業および収入を取得したその他の組織を含む。

第 4 条 企業所得稅法第 2 条にいう實際の管理機構とは、企業の生産經營、人員、財務、財産等に対して実質的な全面管理および支配を行っている機構を指す。

第 5 条 企業所得稅法第 2 条第 3 項にいう機構・場所とは、中国国内において生産經營活動に従事する機構・場所をいい、以下を含む。

- (1) 管理機構、營業機構、事務機構；
- (2) 工場、農場、天然資源の採掘場所；
- (3) 勞務を提供する場所；
- (4) 建築、据付、組立、修理、探査等に従事する工事作業場所；
- (5) その他生産經營活動に従事する機構・場所。

非居住者企業が營業代理人に委託して中国国内において生産經營活動に従事する場合は、委託單位或いは個人が經常的に代理して契約を締結すること、或いは物品の保管・引き渡し等を含むが、当該營業代理人は非居住者企業が中国国内に設立した機構・場所とみなす。

第 6 条 企業所得稅法第 3 条にいう所得とは、物品販売所得、勞務提供所得、財産讓渡所得、株式利子および配当等の權益性投資所得、利息所得、賃貸料所得、特許權使用料所得、受贈所得およびその他の所得をいう。

第 7 条 企業所得稅法第 3 条にいう中国国内、国外源泉の所得は、以下の原則に基づき確定する。

- (1) 物品販売所得は、取引活動の発生地に基づき確定する；
- (2) 勞務提供所得は、勞務の発生地に基づき確定する；
- (3) 財産讓渡所得は、不動産讓渡所得については不動産の所在地に基づき確定し、動産讓渡所得については動産を讓渡する企業或いは機構・場所の所在地に基づき確定する。權益性投資資産の讓渡所得は、投資先企業の所在地に基づき確定する。

(4) 株式利子および配当等の権益性投資所得は、所得を分配する企業の所在地に基づき確定する；

(5) 利息所得、賃貸料所得、特許権使用料所得は、これらの所得を負担もしくは支払う企業或いは機構・場所の所在地に基づき確定する。または、これらの所得を負担もしくは支払う個人の住所所在地に基づき確定する；

(6) その他の所得は、国務院財政部門、税務主管部門が確定する。

第 8 条 企業所得税法第 3 条にいう実質の関係とは、非居住者企業が中国国内に設立した機構・場所が所得を取得するための株権、債権を所有するか、または所得を取得するための財産等を所有、管理、支配することを指す。

第 2 章 課税所得額

第 1 節 一般規定

第 9 条 企業の課税所得額の計算は、権利責任発生主義を原則とする。当期に帰属する収入および費用は、金銭を収受或いは支払うか否かに関わらず、すべて当期の収入および費用としなければならない。当期に帰属しない収入および費用は、当期に金銭を収受或いは支払いが行われていたとしても、すべて当期の収入および費用としてはならない。本条例および国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第 10 条 企業所得税法第 5 条にいう損失とは、企業が企業所得税法および本条例の規定に基づき各一納税年度の収入総額から非課税収入、免税収入および各種控除項目を控除した残額が 0 を下回る金額を指す。

第 11 条 企業所得税法第 55 条にいう清算所得とは、企業のすべての資産の換金価値或いは取引価格から資産の純額、清算費用および関連税金費用等を控除した後の残額を指す。

投資者企業が清算企業から分配された残余資産のうち、清算企業の未処分利益累計額と利益剰余金累計額のうちから分配された部分は、配当所得として認識しなければならない。残余資産から上述の配当所得を控除した後の残額が、投資原価を上回る或いは下回る部分は、投資資産譲渡所得或いは損失として認識しなければならない。

第 2 節 収入

第 12 条 企業所得税法第 6 条にいう企業が取得した貨幣形式による収入には、現金、銀行預金、売掛金、受取手形、満期保有目的の債券投資および債務免除等を含む。

企業所得税法第 6 条にいう企業が取得した非貨幣形式による収入には、固定資産、生物資産、無形資産、持分投資、棚卸資産、満期保有目的でない債券投資、労務および関連の

権益等を含む。

第 13 条 企業所得税法第 6 条にいう企業が非貨幣形式により取得した収入は、公正価値に基づき収入額を確定しなければならない。

前項にいう公正価値とは、市場価値に基づき確定される価値を指す。

第 14 条 企業所得税法第 6 条第(1)号にいう物品販売収入とは、企業が商品、製品、原材料、包装物、低価格消耗品およびその他棚卸資産の販売により取得した収入を指す。

第 15 条 企業所得税法第 6 条第(2)号にいう労務提供収入とは、企業が建築据付、修繕整備、交通運輸、倉庫保管賃貸、金融保険、郵便通信、コンサルティング経営、文化体育、科学研究、技術サービス、教育研修、飲食宿泊、仲介代理、衛生保健、地域社会サービス、旅行、娯楽、加工およびその他労務サービス活動への従事により取得した収入を指す。

第 16 条 企業所得税法第 6 条第(3)号にいう財産譲渡収入とは、企業が固定資産、生物資産、無形資産、持分、債権等の財産を譲渡して取得した収入を指す。

第 17 条 企業所得税法第 6 条第(4)号にいう株式利子および配当等の権益性投資収益とは、企業が権益性投資により投資先から取得した収入を指す。

株式利子および配当等の権益性投資収益は、国務院財政部、税務主管部門が別途規定する場合を除き、投資先が利益分配方針を決定した期日に収入の実現を認識する。

第 18 条 企業所得税法第 6 条第(5)号にいう利息収入とは、企業が資金を他者への使用に提供したが権益性投資を構成しない、或いは他者が本企業の資金占用により取得した収入を指し、預金利息、貸付金利息、債券利息、延滞金利息等の収入を含む。

利息収入は、契約で約定した債務者が利息を支払うべき期日に収入の実現を認識する。

第 19 条 企業所得税法第 6 条第(6)号にいう賃貸料収入とは、企業が固定資産、包装物或いはその他の有形資産の使用権を提供することにより取得した収入を指す。

賃貸料収入は、契約で約定した賃借人が賃貸料を支払うべき期日に収入の実現を認識する。

第 20 条 企業所得税法第 6 条第(7)号にいう特許権使用料収入とは、企業が特許権、ノウハウ、商標権、著作権およびその他特許権の使用権を提供して取得した収入を指す。

特許権使用料収入は、契約で約定した特許権の使用者が特許権使用料を支払うべき期日に収入の実現を認識する。

第 21 条 企業所得税法第 6 条第(8)号にいう受贈収入とは、企業が他の企業、組織或いは個人から無償で提供された貨幣性資産、非貨幣性資産を受け入れたことから生じる収入を指す。

受贈収入は、実際に贈与資産を受け入れた時に収入の実現を認識する。

第 22 条 企業所得税法第 6 条第(9)号にいうその他の収入とは、企業が取得した企業所得税法第 6 条第(1)号から第(8)号に規定する収入以外のその他の収入を指し、企業の資産の棚卸差益収入、期限を過ぎても返却されない包装物の保証金収入、確実に支払不要となった未払金項目、貸倒損失として処理を行った後に回収した未収金項目、債務再構築収入、

補助金収入、違約金収入、為替差益等を含む。

第 23 条 企業の以下の生産経營業務については、分割して収入の実現を認識することができる。

(1) 割賦方式による物品販売の場合、契約で約定した代金收受日に収入の実現を認識する。

(2) 企業が大型機械設備、船舶、飛行機の加工製造を受託した場合、または建築、据付、組立工事業務或いは労務提供に従事する場合等で、継続期間が 12 ヶ月を超えるものは、納税年度内における工事進捗度或いは完成した作業量に基づき収入の実現を認識する。

第 24 条 製品分配方式により取得した収入については、企業が製品を分配した期日に収入の実現を認識し、その収入額は製品の公正価値に基づき確定する。

第 25 条 企業で発生した非貨幣性資産の交換、および物品、財産、労務を贈与、債務返済、賛助、資金集め、広告、サンプル、従業員福利および利益処分等の用途に用いた場合には、物品販売、財産譲渡および労務提供とみなさなければならない。ただし、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第 26 条 企業所得税法第 7 条第(1)号にいう財政交付金とは、各級人民政府が予算管理に取り入れた事業単位、社会団体等の組織に交付した財政資金を指す。ただし、国務院および国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

企業所得税法第 7 条第(2)号にいう行政事業性徴収費用とは、法律法規等の関連規定に基づき、国務院が規定する手続により認可を受け、社会公共管理の実施、ならびに公民、法人或いはその他の組織が特定の公共サービスを提供する過程において、特定の対象から受取り、かつ財政管理に納入される費用を指す。

企業所得税法第 7 条第(2)号にいう政府性基金とは、企業が法律、行政法規等の規定に基づき、政府を代行して受領する専用用途のある財政資金を指す。

企業所得税法第 7 条第(3)号にいう国務院が規定するその他の非課税収入とは、企業が取得したもので、国務院財政、税務主管部門が規定した専用用途があり、かつ国務院の認可を得た財政性資金を指す。

第 3 節 控除

第 27 条 企業所得税法第 8 条にいう関連する支出とは、取得した収入と直接関連する支出を指す。

企業所得税法第 8 条にいう合理的な支出とは、生産経営活動の慣例に合致し、当期損益或いは関連する資産の原価に計上すべき必要かつ正常な支出を指す。

第 28 条 企業で発生した支出は収益性支出と資本性支出とに区分しなければならない。収益性支出は発生した期に直接控除する。資本性支出は期に分けて控除するか、或いは関連する資産原価に計上し、発生した期に直接控除してはならない。

企業の非課税収入を支出に用いることによって形成される費用或いは財産は、控除或い

は対応する減価償却費、償却費を計算し控除してはならない。

企業所得税法および本条例で別途規定する場合を除き、企業で実際に発生した原価、費用、税金、損失およびその他の支出は、二重に控除してはならない。

第 29 条 企業所得税法第 8 条にいう原価とは、企業の生産経営活動において発生した売上原価、販売原価、業務支出およびその他の損耗費を指す。

第 30 条 企業所得税法第 8 条にいう費用とは、企業の生産経営活動において発生した販売費用、管理費用および財務費用を指し、すでに原価に計上した関連費用を除く。

第 31 条 企業所得税法第 8 条にいう税金とは、企業で発生した企業所得税および控除可能な増値税以外の各種税金および附加を指す。

第 32 条 企業所得税法第 8 条にいう損失とは、企業の生産経営活動において発生した固定資産および棚卸資産の棚卸差損、破損、除却損失、財産譲渡損失、不良勘定損失、貸倒損失、自然災害等の不可抗力な要因により発生した損失およびその他損失を指す。

企業に発生した損失は、責任者による賠償金および保険賠償金を控除した後の残額であり、国務院財政、税務主管部門の規定に基づき控除する。

企業がすでに損失として処理した資産を、以後の納税年度において全部或いは一部を回収した時には、当期の収入に計上しなければならない。

第 33 条 企業所得税法第 8 条にいうその他の支出とは、原価、費用、税金、損失以外の企業の生産経営活動において発生し、かつ生産経営活動に関連のある合理的な支出を指す。

第 34 条 企業に発生した合理的な賃金給与は、控除することができる。

前項にいう賃金給与とは、企業が各一納税年度において、その企業で在職或いは雇用されている人員に支給するあらゆる現金或いは非現金形式による労働報酬を指し、基本給与、賞与、手当、補助金、年末臨時賞与、残業手当および在職或いは雇用に関連するその他の支出を含む。

第 35 条 企業が国務院の関連する主管部門或いは省級人民政府が規定する範囲と標準に基づき、従業員のために納付する基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費、労災保険費、生育保険費等の基本社会保険費および住宅積立金は、控除することができる。

企業が投資者或いは従業員のために支払う補充養老保険費、補充医療保険費は、国務院財政、税務主管部門が規定する範囲と標準以内で控除することができる。

第 36 条 企業が国家の関連規定に基づき特殊職種の従業員のために支払う人身安全保険費および国務院財政、税務主管部門が控除可能と規定するその他の商業保険費を除き、企業がその投資者或いは従業員のために支払う商業保険費は、控除してはならない。

第 37 条 企業の生産経営活動において発生した合理的な、資本化の必要のない借入費用は、控除することができる。

企業が購入、建造する固定資産、無形資産および 12 ヶ月以上の建造期間を経てから販売可能な状態に達する棚卸資産に発生した借入金で、関連する資産の購入、建造期間に発生した合理的な借入費用は資本性支出として関連する資産の原価に計上しなければならない、

且つ、本条例の関連規定に基づき控除する。

第38条 企業の生産経営活動において発生した以下の利息支出は、控除することができる。

(1) 非金融企業が金融企業から借り入れた利息支出、金融企業の各種預金利息支出とコールローン利息支出、企業が認可を得て発行した債券の利息支出；

(2) 非金融企業が非金融企業から借り入れた利息支出は、金融企業の同期間における同種の貸付金利率に基づき計算した金額を超えない部分。

第39条 企業の貨幣取引において、納税年度終了時に人民元以外の外貨貨幣性資産・負債を期末の人民元為替レートの仲値により人民元に換算する時に発生した為替差損は、既に関連資産の原価に計上した部分および所有者への利益分配に関連する部分を除き、控除することができる。

第40条 企業で発生した従業員福利費支出は、賃金給与総額の14%までの部分を控除することができる。

第41条 企業で支払った組合経費は、賃金給与総額の2%までの部分を控除することができる。

第42条 国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、企業で発生した従業員教育経費支出は、賃金給与総額の2.5%までの部分を控除ことができ、超過した部分は以後の納税年度に繰越して控除することができる。

第43条 企業で発生した生産経営活動に関連する交際費は、発生額の60%を控除するが、最高限度額は当年度の売上（営業）収入の0.5%を超えてはならない。

第44条 企業で発生した条件を満たす広告費および業務宣伝費は、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、当年度の売上（営業）収入の15%までの部分を控除ことができ、超過した部分は以後の納税年度に繰越して控除することができる。

第45条 企業が法律、行政法規の関連規定に基づき引き出した環境保護、生態回復等に用いる専用資金は控除することができる。上述の専用資金を引き出した後に用途を変更した場合は、控除してはならない。

第46条 企業が財産保険に加入し、規定に基づき納めた保険料は控除することができる。

第47条 企業が生産経営活動の必要により賃借した固定資産の支払いリース費用については、以下の方法により控除する。

(1) オペレーティング・リース方式により賃借した固定資産のリース費用は、リース期間に基づいて均等に控除する。

(2) ファイナンス・リース方式により賃借した固定資産のリース費用は、規定に基づきファイナンス・リース固定資産の価値を構成する部分について減価償却費を計上しなければならず、各期において控除する。

第48条 企業で発生した合理的な労働保護支出は、控除することができる。

第49条 企業間で支払った管理費、企業内部の営業機構間で支払った賃貸料および特許権使用料、ならびに非銀行企業内部の営業機構間で支払った利息は、控除してはならない。

第 50 条 非居住者企業が中国国内に設立した機構・場所において、その中国国外の総機構で発生した当該機構・場所の生産経営に関連する費用は、総機構が作成した費用の集計範囲、定額、分配の根拠と方法等の証明資料を提供でき、かつ合理的な分担額であれば、控除することができる。

第 51 条 企業所得税法第 9 条にいう公益性寄付金とは、企業が公益性のある社会团体或いは省級以上の人民政府およびその部門を通じて行うものを指し、《中華人民共和国公益事業寄付金法》に規定する公益事業の寄付金である。

第 52 条 本条例第 51 条にいう公益性のある社会团体とは、以下の条件を同時に満たす基金会、慈善組織等の社会团体を指す。

- (1) 法に基づき登記され、法人資格を有する；
- (2) 公益事業の発展を趣旨とし、かつ営利を目的としない；
- (3) すべての資産およびその付加価値はその法人の所有である；
- (4) 収益および運営上の余剰金は、主としてその法人の設立目的の事業に用いる；
- (5) 終止後の残余財産が如何なる個人或いは営利組織にも帰属しない；
- (6) 経営は、その設立目的と無関連な業務を行わない；
- (7) 健全な財務会計制度を有する；
- (8) 寄付者が如何なる形式によっても社会团体の財産分配に加わらない；
- (9) 国務院財政、税務主管部門、国務院民政部門等の登記管理部門が共同で規定したその他の条件を満たすもの。

第 53 条 企業で発生した公益性寄付金支出は、年度利益総額の 12% までの部分を控除することができる。

年度利益総額とは、企業が国家統一会計制度の規定に基づいて計算した年度会計利益を指す。

第 54 条 企業所得税法第 10 条第(6)号にいう賛助支出とは、企業で発生した生産経営活動と無関連の各種非広告性の支出を指す。

第 55 条 企業所得税法第 10 条第(7)号にいう未認可の引当金支出とは、国務院財政、税務主管部門の規定に合致しない各種資産の減損引当金、リスク引当金等の引当金支出を指す。

第 4 節 資産の税務処理

第 56 条 企業の各種資産は、固定資産、生物資産、無形資産、長期前払費用、投資資産、棚卸資産等を含むが、取得原価を課税計算の基礎とする。

前項にいう取得原価とは、企業が当該資産を取得した時に実際に発生した支出を指す。

企業が各種資産を保有する期間に生じた資産価値の増加或いは減少は、国務院財政、税務主管部門が損益として認識できると規定している場合を除き、当該資産の課税基礎を調整してはならない。

第 57 条 企業所得税法第 11 条にいう固定資産とは、企業が製品の生産、労務の提供、リース或いは経営管理のために保有し、使用期間が 12 ヶ月を超える非貨幣性資産を指し、建物、構築物、機器、機械、運輸工具およびその他の生産経営活動に関連する設備、器具、工具等を含む。

第 58 条 固定資産は以下の方法により課税基礎を確定する。

(1) 外部より購入した固定資産は、購入価額と支払った関連税金費用および当該固定資産に直接帰属し予定した用途に到るまでに発生したその他の支出を課税基礎とする；

(2) 自ら建造した固定資産は、竣工完了前に発生した支出を課税基礎とする；

(3) ファイナンス・リース固定資産は、リース契約に約定された支払総額および借手がリース契約を締結する過程で発生した関連費用を課税基礎とする。リース契約で支払総額が約定されていない場合、当該資産の公正価値および借手がリース契約を締結する過程で発生した関連費用を課税基礎とする；

(4) 棚卸差益の固定資産は、同種の固定資産の再調達価額を課税基礎とする；

(5) 贈与、投資、非貨幣性資産の交換、債務再構築等の方式により取得した固定資産は、当該資産の公正価値および支払った関連税金費用を課税基礎とする。

(6) 改修した固定資産は、企業所得税法第 13 条第(1)号および第(2)号に規定する支出を除き、改修の過程で発生した改修支出を課税基礎に加える。

第 59 条 定額法により計算した固定資産の減価償却費は、控除することができる。

企業は固定資産の投入使用を開始した月の翌月から減価償却費を計算しなければならず、使用を停止した固定資産は、使用を停止した月の翌月から減価償却費の計算を停止しなければならない。

企業は固定資産の性質と使用状況に基づき、合理的に固定資産の見積残存価額を確定する。固定資産の見積残存価額は一度確定したら、変更してはならない。

第 60 条 国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、固定資産の減価償却計算の最低年限は以下のとおりである。

(1) 建物、構築物は 20 年；

(2) 飛行機、列車、船舶、機器、機械およびその他の生産設備は 10 年；

(3) 生産経営活動に関連する器具、工具、家具等は 5 年；

(4) 飛行機、列車、船舶以外の運輸工具は 4 年；

(5) 電子設備は 3 年。

第 61 条 石油、天然ガス等の鉱産資源の採掘に従事する企業が、商業生産を開始する前に発生した費用および関連する固定資産の減耗、減価償却方法については、国務院財政、税務主管部門が別途規定する。

第 62 条 生産性の生物資産は以下の方法により課税基礎を確定する。

(1) 外部より購入した生産性の生物資産は、購入価額および支払った関連税金費用を課税基礎とする；

(2) 贈与、投資、非貨幣性資産の交換、債務再構築等の方式により取得した生産性の生物資産は、当該資産の公正価値および支払った関連税金費用を課税基礎とする。

前項にいう生産性の生物資産とは、企業が農産物の生産、労務の提供、或いはリース等により保有する生物資産を指し、経済林、薪炭林、産畜と役畜等を含む。

第 63 条 定額法により計算した生産性の生物資産の減価償却費は、控除することができる。

企業は生産性の生物資産の投入使用を開始した月の翌月から減価償却費を計算しなければならず、使用を停止した生産性の生物資産は、使用を停止した月の翌月から減価償却費の計算を停止しなければならない。

企業は生産性の生物資産の性質と使用状況に基づき、合理的に生産性の生物資産の見積残存価額を確定する。生産性の生物資産の見積残存価額は一度確定したら、変更してはならない。

第 64 条 生産性の生物資産の減価償却計算の最低年限は以下のとおりである。

- (1) 林木類の生産性の生物資産は 10 年；
- (2) 畜類の生産性の生物資産は 3 年。

第 65 条 企業所得税法第 12 条にいう無形資産とは、企業が製品の生産、労務の提供、リース或いは経営管理のために保有し、実物形態のない非貨幣性の長期資産を指し、特許権、商標権、著作権、土地使用権、ノウハウ、暖簾等を含む。

第 66 条 無形資産は以下の方法により課税基礎を確定する。

- (1) 外部より購入した無形資産は、購入価額、支払った関連税金費用および当該資産に直接帰属し予定した用途に到るまでに発生したその他の支出を課税基礎とする；
- (2) 自ら開発した無形資産は、開発過程において資本化の条件に合致して以降、予定した用途に到るまでに発生した支出を課税基礎とする；
- (3) 贈与、投資、非貨幣性資産の交換、債務再構築等の方式により取得した無形資産は、当該資産の公正価値および支払った関連税金費用を課税基礎とする。

第 67 条 定額法により計算した無形資産の償却費は、控除することができる。

無形資産の償却年数は 10 年を下回ってはならない。

投資或いは譲渡を受けた無形資産について、使用年数が関連する法律に規定され或いは契約に約定されている場合は、規定或いは約定された使用年数により償却することができる。

外部より購入した暖簾の支出は、企業全体を譲渡或いは清算する時に控除することができる。

第 68 条 企業所得税法第 13 条第(1)号および第(2)号にいう固定資産の改修支出とは、家屋、構築物の構造の変更、使用年数の延長等のために発生する支出を指す。

企業所得税法第 13 条第(1)号に規定する支出は、固定資産の見積残存耐用年数に基づき償却する。第(2)号に規定する支出は、契約に約定された残存リース期間に基づき償却する。

改修により固定資産の耐用年数が延長された場合、企業所得税法第 13 条第(1)号および

第(2)号に規定するものを除き、減価償却年数を適切に延長しなければならない。

第69条 企業所得税法第13条第(3)号にいう固定資産の大修理支出とは、以下の条件を同時に満たす支出を指す。

- (1) 修理支出が、固定資産を取得した時の課税基礎の50%以上に達する；
- (2) 修理後の固定資産の使用年数が2年以上延長される。

企業所得税法第13条第(3)号に規定する支出は、固定資産の耐用年数に基づき償却する。

第70条 企業所得税法第13条第(4)号にいうその他の長期前払費用とすべき支出は、支出が発生した月の翌月から期を分けて償却し、償却年数は3年を下回ってはならない。

第71条 企業所得税法第14条にいう投資資産とは、企業の対外的な権益性投資および債権性投資により形成された資産を指す。

企業が投資資産を譲渡或いは処分する時に、投資資産の原価を控除することができる。

投資資産は以下の方法により原価を確定する。

- (1) 現金支払の方式により取得した投資資産は、購入価額を原価とする；
- (2) 現金支払以外の方式により取得した投資資産は、当該資産の公正価値および支払った関連税金費用を原価とする。

第72条 企業所得税法第15条にいう棚卸資産とは、企業が販売のために所有する製品或いは商品、生産過程にある仕掛品、生産或いは労務提供の過程において消費する材料および物品等を指す。

棚卸資産は以下の方法により原価を確定する。

- (1) 現金支払の方式により取得した棚卸資産は、購入価額および支払った関連税金費用を原価とする；
- (2) 現金支払以外の方式により取得した棚卸資産は、当該棚卸資産の公正価値および支払った関連税金費用を原価とする；
- (3) 生産性の生物資産から収穫した農産物は、産出或いは採取の過程で発生した材料費、人件費および配賦した間接費等の必要支出を原価とする。

第73条 企業が使用或いは販売する棚卸資産の原価計算方法は、先入先出法、総平均法、個別法の中から一つを選択することができる。計算方法を一度選択したら、任意に変更してはならない。

第74条 企業所得税法第16条にいう資産の簿価および第19条にいう財産の簿価とは、関連する資産、財産の課税基礎から、規定に基づき控除した減価償却費、減耗、償却費、引当金等を控除した後の残額を指す。

第75条 国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、企業は債務再構築の過程において、取引の発生時に関連資産の譲渡所得或いは損失を認識し、関連資産は取引価格に基づき改めて課税基礎を確定しなければならない。

第3章 納付税額

第76条 企業所得税法第22条に規定する納付税額の計算公式は以下のとおりである。

納付税額＝課税所得額×適用税率－減免税額－控除税額

公式中の減免税額および控除税額とは、企業所得税法、国務院の税収優遇政策の規定に基づき軽減、免除、控除される納付税額を指す。

第77条 企業所得税法第23条にいう既に国外で納付した所得税額とは、企業の中国国外源泉所得について、中国国外の税法および関連規定に基づき納付すべき、かつ実際に既に納付済した企業所得税の性質をもつ税金を指す。

第78条 企業所得税法第23条にいう控除限度額とは、企業の中国国外源泉所得について、企業所得税法と本条例の規定に基づき計算した納付税額を指す。国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、当該控除限度額は、国（地区）ごとに項目を分けずに計算しなければならない、その計算公式は以下のとおりである。

控除限度額＝企業所得税法および本条例の規定に基づき計算した中国国内および国外所得の納付税総額×某国（地区）を源泉とする課税所得額÷中国国内および国外課税所得の総額

第79条 企業所得税法第23条にいう5ヶ年度とは、企業が取得した中国国外源泉所得について、既に中国国外で納付した企業所得税の性質を有する税額が控除限度額を超過した年度の翌年から起算して連続5納税年度を指す。

第80条 企業所得税法第24条にいう直接に支配するとは、居住者企業が直接外国企業の20%以上の持分を保有することを指す。

企業所得税法第24条にいう間接に支配するとは、居住者企業が間接的な持分保有の形式により外国企業の20%以上の持分を保有することを指し、具体的な認定方法は国務院財政、税務主管部門が別途規定する。

第81条 企業が企業所得税法第23条、第24条の規定に基づき企業所得税額を控除する場合、中国国外の税務機関が発行した税額の帰属年度に関連する納税証憑を提供しなければならない。

第4章 税収優遇措置

第82条 企業所得税法第26条第(1)号にいう国債利息収入とは、企業が国務院財政部門の発行した国債を保有することにより取得した利息収入を指す。

第83条 企業所得税法第26条第(2)号にいう条件を満たす居住者企業間の株式利子および配当等の權益性投資収益とは、居住者企業が直接投資により他の居住者企業から取得した投資収益を指す。企業所得税法第26条第(2)号および第(3)号にいう株式利子および配当等の權益性投資収益には、居住者企業が、公開発行かつ上場し流通する株式を連続12ヶ月未

満の保有により取得した投資収益は含まない。

第 84 条 企業所得税法第 26 条第(4)号にいう条件を満たす非営利組織とは、以下の条件を同時に満たす組織を指す。

- (1) 法に基づき非営利組織として登記手続を履行している；
- (2) 公益性或いは非営利の活動に従事している；
- (3) 取得した収入は、当該組織に関連する合理的な支出に用いる場合を除き、全額を登記された或いは定款に規定された公益性或いは非営利事業に用いている；
- (4) 財産および増加させた利息を分配に用いていない；
- (5) 登記或いは定款の規定に基づき、当該組織の登記抹消後の残余財産を公益性或いは非営利の目的に用いている、或いは登記管理機関が当該組織と性質、趣旨を同じくする組織に贈与しかつ社会に公告している；
- (6) 投資者が当該組織に投入した財産に対して、如何なる財産権の留保或いは保有もしない；
- (7) 業務人員の給与福利支出が規定する比率の範囲内でコントロールされ、形を変えて当該組織の財産を分配しない；

前項に規定する非営利組織の認定管理弁法は国務院財政、税務主管部門、国務院の関連部門が共同で制定する。

第 85 条 企業所得税法第 26 条第(4)号にいう条件を満たす非営利組織の収入には、非営利組織が営利活動に従事して取得した収入は含まないが、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第 86 条 企業所得税法第 27 条第(1)号に規定する農、林、牧、漁業に従事した所得について企業所得税を免除、軽減するとは、以下を指す。

- (1) 企業が以下の項目に従事した所得に対し、企業所得税を免除する。
 1. 野菜、穀物、芋類、油料、豆類、綿花、麻類、糖料、果物、堅果の栽培；
 2. 農作物の新品種の選抜育成；
 3. 漢方薬材の栽培；
 4. 樹木の育成と栽培；
 5. 家畜、家禽の飼育；
 6. 林産品の採集；
 7. 灌漑、農産品の一次加工、獣医、農業技術の推進、農機作業および補修等の農、林、牧、漁業のサービス業；
 8. 遠洋漁業。
- (2) 企業が以下の項目に従事した所得に対し、企業所得税を半減して徴収する。
 1. 草花、茶およびその他の飲料作物と香料作物の栽培；
 2. 海水養殖、内陸養殖。

国家が発展を制限、禁止する項目は、本条に規定する企業所得税の税収優遇を享受する

ことはできない。

第 87 条 企業所得税法第 27 条第(2)号にいう、国家が重点的に支援するインフラストラクチャー項目とは、《インフラストラクチャー項目の企業所得税優遇目録》に規定する港湾埠頭、飛行場、鉄道、道路、都市公共交通、電力、水利等の項目を指す。

企業が前項に規定する国家が重点的に支援するインフラストラクチャー項目の投資経営に従事した所得に対し、項目の第一回目の生産経営収入を取得した納税年度から起算して、第 1 年度から第 3 年度まで企業所得税を免除し、第 4 年度から第 6 年度まで企業所得税を半減して徴収する。

企業が、請負経営、請負建設および内部の自己建設で自己使用した本条に規定する項目は、本条に規定する企業所得税優遇を享受してはならない。

第 88 条 企業所得税法第 27 条第(3)号にいう条件を満たす環境保護、省エネルギー節水項目には、公共汚水処理、公共ゴミ処理、メタンガス総合開発利用、省エネルギー排出削減の技術改造、海水淡化等を含む。項目の具体的な条件と範囲は国務院財政、税務主管部門が国務院の関連部門と協議して制定し、国務院の認可を得た後に公布し施行する。

企業が前項に規定する条件を満たす環境保護、省エネルギー節水項目に従事した所得に対し、項目の第一回目の生産経営収入を取得した納税年度から起算して、第 1 年度から第 3 年度まで企業所得税を免除し、第 4 年度から第 6 年度まで企業所得税を半減して徴収する。

第 89 条 本条例第 87 条および第 88 条の規定に基づき減免税優遇を享受する項目を、減免税期間内に譲渡する場合、譲受者は譲渡を受けた日から起算して、残りの期間内で規定された減免税優遇を享受することができる。減免税期間の満了後に譲渡する場合、譲受者は当該項目について再び減免税優遇を享受してはならない。

第 90 条 企業所得税法第 27 条第(4)号にいう条件を満たす技術譲渡による所得に対し、企業所得税を免除、軽減するとは、一納税年度内において、居住者企業の技術譲渡による所得が 500 万元以下の部分は、企業所得税を免除し、500 万元を超える部分は、企業所得税を半減して徴収することを指す。

第 91 条 非居住者企業が企業所得税法第 27 条第(5)号に規定する所得を取得した場合、10%の軽減税率により企業所得税を徴収する。

以下の所得については企業所得税を免除することができる。

- (1) 外国政府が中国政府に提供した融資により取得した利子所得；
- (2) 国際金融組織が中国政府および居住者企業に提供した融資により取得した利子所得；
- (3) 国務院が認可するその他の所得。

第 92 条 企業所得税法第 28 条第 1 項にいう条件を満たす小規模低利益企業とは、国家が制限あるいは禁止していない業種に従事し、かつ以下の条件を満たす企業を指す。

- (1) 工業企業の場合、年度課税所得額が 30 万元以下、従業員数が 100 人以下、資産総額が 3,000 万元以下；

(2) その他の企業の場合、年度課税所得額が 30 万元以下、従業員数が 80 人以下、資産総額が 1,000 万元以下。

第 93 条 企業所得税法第 28 条第 2 項にいう国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業とは、核となる自分の知的財産権を所有し、かつ以下の条件を同時に満たす企業を指す。

(1) 製品（サービス）が《国家が重点的に支援するハイテク領域》に規定された範囲に属すること；

(2) 研究開発費用の売上高に占める比率が規定の比率を下回らないこと；

(3) ハイテク製品（サービス）収入が企業の収入総額に占める比率が規定の比率を下回らないこと；

(4) 科学技術者の企業の総従業員数に占める比率が規定の比率を下回らないこと；

(5) ハイテク企業認定管理弁法が規定するその他の条件。

《国家が重点的に支援するハイテク領域》およびハイテク企業認定管理弁法は、国務院科学技術、財政、税務主管部門が国務院の関連部門と共同で制定し、国務院の認可を得た後に公布し施行する。

第 94 条 企業所得税法第 29 条にいう民族自治地方とは、《中華人民共和国民族区域自治法》の規定に基づいて民族区域自治を実施する自治区、自治州、自治県を指す。

民族自治地方内にあり国家が制限または禁止する業種の企業に対しては、企業所得税を軽減或いは免除してはならない。

第 95 条 企業所得税法第 30 条第(1)号にいう研究開発費用の追加控除とは、企業の新技術、新製品、新製造工程の開発のために発生する研究開発費用であり、無形資産を形成せず当期損益に計上する場合は、規定に基づき実際発生額を控除した上で、研究開発費用の 50%を追加控除し、無形資産を形成する場合には、無形資産原価の 150%を償却することを指す。

第 96 条 企業所得税法第 30 条第(2)号にいう企業が障害者を配属し、支給した給与の追加控除とは、企業が障害者を配置した場合、障害者従業員に実際に支給した給与を控除した上で、支給された従業員に対して支給した給与の 100%を追加控除することを指す。障害者の範囲については、《中華人民共和国障害者保障法》の関連規定を適用する。

企業所得税法第 30 条第(2)号にいう国家が配置を奨励するその他の従業員を企業が配置し、支給した給与の追加控除方法は、国務院が別途規定する。

第 97 条 企業所得税法第 31 条にいう納付所得額から控除するとは、ベンチャー投資企業が、持分投資の方式を採用し未上場の中小ハイテク企業に 2 年以上投資する場合、その投資額の 70%を、持分保有が満 2 年になった年度に当該ベンチャー投資企業の納税所得額から控除することができる。当年度の控除不足は、以後の納税年度に繰越して控除することができる。

第 98 条 企業所得税法第 32 条にいう減価償却年数の短縮或いは加速減価償却の方法を採用できる固定資産は、以下を含む。

- (1) 技術進歩により、製品のモデルチェンジが速い固定資産；
- (2) 年中振動が強く、腐食しやすい状態にある固定資産。

減価償却年数を短縮する方法を採用する場合、最短の耐用年数は本条例第 60 条に規定する耐用年数の 60%を下回ってはならない。加速減価償却方法を採用する場合、2 倍残高逓減法或いは級数法を採用することができる。

第 99 条 企業所得税法第 33 条にいう収入の減額とは、企業が《資源総合利用企業所得税優遇目録》に規定する資源を主要な原材料として、国家が生産の制限あるいは禁止をしておらず、かつ国家および業界の関連基準に合致する製品を生産して取得した収入については、90%に減額して収入総額に計上することを指す。

前項にいう原材料が生産製品の材料に占める比率は、《資源総合利用企業所得税優遇目録》に規定する基準を下回ってはならない。

第 100 条 企業所得税法第 34 条にいう税額の控除とは、企業が購入し、かつ実際に使用したもので、《環境保護専用設備企業所得税優遇目録》、《省エネルギー節水専用設備企業所得税優遇目録》および《安全生産専用設備企業所得税優遇目録》に規定された環境保護、省エネルギー節水、安全生産等の専用設備である場合、当該設備の投資額の 10%を企業の当年度の納付税額から控除できることを指す。当年度の控除不足は、以後の 5 納税年度内に繰越して控除することができる。

前項に規定する企業所得税の優遇を享受する企業は、前項に規定する専用設備を実際に購入し、かつ自ら実際に投入使用しなければならない。企業が上述の専用設備を購入後 5 年以内に譲渡、賃貸した場合、享受した企業所得税の優遇政策を停止しなければならない、かつ既に控除した企業所得税額を追加納付しなければならない。

第 101 条 本章第 87 条、第 99 条、第 100 条に規定する企業所得税の優遇目録は、国务院財政、税務主管部門が国务院の関連部門と制定し、国务院の認可を得た後に公布し施行する。

第 102 条 企業が同時に異なる企業所得税の待遇を受ける項目に従事する場合、その優遇項目は単独で所得額を計算し、かつ企業の期間費用を合理的に分担しなければならない。単独で計算しない場合、企業所得税の優遇を享受してはならない。

第 5 章 源泉徴収

第 103 条 企業所得税法に基づき、非居住者企業に対して納付すべき企業所得税の源泉徴収を実行する場合、企業所得税法第 19 条の規定に基づき課税所得額を計算しなければならない。

企業所得税法第 19 条にいう収入総額とは、非居住者企業が支払者から収受したすべての代金および価格外費用を指す。

第 104 条 企業所得税法第 37 条にいう支払者とは、関連する法律規定或いは契約の約定に

基づき、非居住者企業に対して、関連金額の支払義務を直接に負う単位或いは個人を指す。

第 105 条 企業所得税法第 37 条にいう支払は、現金支払、送金支払、口座振替および持分相当額の支払等の貨幣または非貨幣による支払を含む。

企業所得税法第 37 条にいう支払期日の到来時に支払うべき金額とは、支払者が発生主義の原則に基づき、関連する原価、費用に対して計上すべき未払金額を指す。

第 106 条 企業所得税法第 38 条に規定する源泉徴収義務者を指定できる状況とは、以下を含む。

(1) 見積り工事作業または提供する労務期間が一納税年度に満たず、かつ納税義務の不履行を示す証拠がある場合；

(2) 税務登記或いは臨時の税務登記手続きを行っておらず、かつ中国国内の代理人に納税義務の履行をまだ委託していない場合；

(3) 規定された期限に企業所得税の納税申告または予納付申告を行っていない場合。

前項に規定する源泉徴収義務者は、県級以上の税務機関が指定し、かつ同時に源泉徴収義務者に対して控除額の計算根拠、計算方法、徴収期限および徴収方式を通知する。

第 107 条 企業所得税法第 39 条にいう所得の発生地とは、本条例第 7 条に規定する原則に基づき確定した所得の発生地を指す。中国国内において多数の所得の発生地が存在する場合、納税者はその内の一つを選択して、企業所得税の申告、納税を行う。

第 108 条 企業所得税法第 39 条にいう納税者の中国国内におけるその他の収入とは、当該納税者が中国国内で取得したその他各種の源泉からなる収入を指す。

税務機関が当該納税者の納税額を追徴する場合には、追徴課税の理由、追徴金額、納付期限および納付方式等を当該納税者に通知しなければならない。

第 6 章 特別納税調整

第 109 条 企業所得税法第 41 条にいう関連者とは、企業と以下の関連者関係の一つを有する企業、その他の組織或いは個人を指す。

(1) 資金、経営、購入販売等の方面で、直接或いは間接的な支配関係が存在する場合；

(2) 直接または間接的に同じ第三者の支配がある場合；

(3) 利益上の関連を有するその他の関係。

第 110 条 企業所得税法第 41 条にいう独立取引の原則とは、関連関係のない取引者双方が公正な取引価格および商習慣に基づき業務上の取引を行う場合に遵守される原則を指す。

第 111 条 企業所得税法第 41 条にいう合理的な方法は、以下の方法を含む。

(1) 独立価格比準法とは、関連関係のない取引者双方が同じ或いは類似の業務取引を行う場合の価格に基づき価格を算定する方法；

(2) 再販売価格基準法とは、関連者から購入した商品を関連関係のない取引者へ再販売する価格から、同じまたは類似業務の売上総利益を控除して価格を算定する方法；

- (3) 原価基準法：原価に合理的な費用と利益を加えることにより価格を算定する方法；
- (4) 取引単位営業利益法：関連関係のない取引者双方が同じまたは類似の業務取引を行って得た純利益の水準に基づき利益を算定する方法；
- (5) 利益分割法：企業とその関連者の合算した利益または損失を、各者の間に合理的な基準を採用して分配する方法；
- (6) その他独立取引の原則に合致する方法。

第 112 条 企業は企業所得税法第 41 条第 2 項の規定に基づき、独立取引の原則により、関連者と共通で発生した原価を分担する場合は、コストシェアリング協議を行う。

企業と関連者が原価を分担する時は、原価と予想期間収益の対応原則に基づいて分担し、かつ税務機関の規定した期限内に、税務機関の要求した関連資料を提出しなければならない。

企業と関連者が原価を分担し、本条第 1 項、第 2 項の規定に違反した場合、自ら分担する原価は課税所得額の計算時に控除してはならない。

第 113 条 企業所得税法第 42 条にいう事前確認協議とは、企業が次年度以降の関連者間取引の価格算定原則および計算方法について、税務機関に申請を行い、税務機関と独立取引の原則に基づいて協議し、確認後に合意を達成する協議を指す。

第 114 条 企業所得税法第 43 条にいう関連資料には、以下を含む。

- (1) 関連者間取引に関する価格、費用の算定基準、計算方法および説明等の同期間の資料；
- (2) 関連者間取引に関する財産、財産使用権、労務等の再販売（譲渡）価格或いは最終販売（譲渡）価格に関する資料；
- (3) 関連者間取引の調査に係わるその他の企業が提出すべき、調査対象企業と比較可能な製品価格、価格算定方法および利益水準等の資料；
- (4) その他の関連者間取引に関する資料。

企業所得税法第 43 条にいう関連者間取引の調査に係わるその他の企業とは、調査対象企業の生産経営内容や方式が類似する企業を指す。

企業は税務機関が規定する期限内に関連者間取引に関する価格、費用の算定基準、計算方法および説明等の資料を提出しなければならない。関連者および関連者間取引の調査に係わるその他の企業は、税務機関と約束した期限内に関連資料を提出しなければならない。

第 115 条 税務機関が企業所得税法第 44 条の規定に基づき企業の課税所得額を算定する場合、以下の方法を採用することができる。

- (1) 同種または類似企業の利益率水準を参照して算定；
- (2) 企業の原価に合理的な費用および利益を加える方法により算定；
- (3) 関連企業グループ全体の利益を合理的な比率により算定；
- (4) その他の合理的な方法による算定。

企業は税務機関が前項に規定する方法により算定した課税所得額に対して異議がある場合、関連する証拠を提出しなければならない。税務機関の認定後に、算定した課税所得額を

調整する。

第 116 条 企業所得税法第 45 条にいう中国居住者とは、《中華人民共和國個人所得税法》の規定に基づき、中国国内および国外で取得した所得を中国で個人所得税の納付を行う個人を指す。

第 117 条 企業所得税法第 45 条にいう支配とは、以下を含む。

(1) 居住者企業または中国居住者が直接或いは間接的に外国企業の議決権株式を単独で 10%以上保有し、かつ当該外国企業の 50%以上の持分を共同で保有する場合；

(2) 居住者企業、或いは居住者企業と中国居住者の持分比率が第(1)号に規定する基準に満たないが、株式、資金、経営、購入販売等の方面で、当該外国企業に対して実質支配を構成する場合。

第 118 条 企業所得税法第 45 条にいう実際の税負担が、本法第 4 条第 1 項に規定する税率の水準より明らかに低いとは、企業所得税法第 4 条第 1 項に規定する税率の 50%より低いことを指す。

第 119 条 企業所得税法第 46 条にいう債権性投資とは、企業が直接または間接的に関連者から獲得した、元本の返済と利息の支払またはその他の利息を支払う性質を有する方式により償う融資を指す。

企業が間接的に関連者から獲得した債権性投資には、以下を含む。

(1) 関連者が無関係の第三者を通じて提供する債権性投資；

(2) 無関係の第三者が提供したが、関連者が保証し、かつ連帯責任を負う債権性投資；

(3) その他間接的に関連者から獲得した負債の実質を有する債権性投資。

企業所得税法第 46 条にいう権益性投資とは、企業が受入れたもので元本および利息の返済が必要なく、投資者が企業の純資産に対して所有権を有する投資を指す。

企業所得税法第 46 条にいう基準は、國務院財政、税務主管部門が別途規定する。

第 120 条 企業所得税法第 47 条にいう合理的な事業目的がないとは、税額の減少、免除、或いは納税を遅らせることを主な目的とすることを指す。

第 121 条 税務機関は税法、行政法規の規定に基づき、企業に対して特別納税調整を行う場合、追徴税額に対し、税額の帰属する納税年度の翌年 6 月 1 日から追徴納税日までの期間にわたり、日ごとに利息を加算しなければならない。

前項に規定する利息は、課税所得額を計算する場合に控除してはならない。

第 122 条 企業所得税法第 48 条にいう利息は、税額の帰属する納税年度により中国人民銀行が公布する追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率に 5%を加えて計算する。

企業が企業所得税法第 43 条および本条例の規定により関連資料を提供する場合、前項に規定する人民元貸付基準利率により利息を計算することができる。

第 123 条 企業とその関連者間の取引が、独立取引の原則に従っておらず、或いは企業がその他合理的な事業目的のない段取りを実施した場合、税務機関は当該取引が発生した納税年度から 10 年以内に納税調整を行う権限を有する。

第7章 徴収管理

第124条 企業所得税法第50条にいう企業の登記登録地とは、企業が国家の関連規定に基づき登記登録した所在地を指す。

第125条 企業が企業所得税を合算計算して納税する場合には、課税所得税額を統一して計算しなければならない。具体的な方法は、国务院財政、税務主管部門が別途制定する。

第126条 企業所得税法第51条にいう主たる機構・場所は、同時に以下の条件を満たさなければならない。

- (1) その他の各機構・場所の生産経営活動に対して監督管理責任を負うこと；
- (2) 整備された帳簿、証憑を備え、各機構・場所の収入、原価、費用および損益の状況を正確に反映できること。

第127条 企業所得税法第51条にいう税務機関の審査認可とは、各機構・場所の所在地の税務機関に共同する上級の税務機関による審査認可を指す。

非居住者企業が認可を得て企業所得税を一括納付した後に、増設、合併、移転、閉鎖の必要がある機構・場所、あるいは機構・場所が業務を停止する場合、企業所得税の一括納付に責任を負う主たる機構・場所は、事前に所在地の税務機関に報告しなければならない。企業所得税の一括納付を行う主たる機構・場所の変更が必要な場合には、前項の規定に基づき処理を行う。

第128条 企業所得税の月或いは四半期毎の予納付は、税務機関が具体的に査定を行う。

企業が企業所得税法第54条の規定に基づき月或いは四半期毎に企業所得税を予納付する場合は、月次または四半期の実際の利益額により予納しなければならない。月次或いは四半期に実際の利益額による予納が困難な場合、前納税年度の課税所得額の月次或いは四半期の平均額で予納し、或いは税務機関が認めるその他の方法により予納を行うことができる。予納の方法は一度確定したら、当該納税年度内において任意に変更してはならない。

第129条 企業は納税年度において利益或いは損失に関わらず、すべて企業所得税法第54条に規定する期限までに、税務機関に企業所得税予納付納税申告書、年度企業所得税納税申告書、財務会計報告および税務機関が規定するその他の関連資料を提出しなければならない。

第130条 企業の所得が人民元以外の通貨で計算する場合には、企業所得税を予納する時、月次または四半期の最終日の人民元為替レートの仲値により人民元に換算して課税所得額を計算しなければならない。年度終了後の年度申告時には、月次または四半期に予納付した税額について再度換算は行わず、当該納税年度における未納付の部分についてのみ納税年度の最終日の人民元為替レートの仲値により人民元に換算して課税所得額を計算する。

税務機関の検査により、企業の前項に規定する所得の過少或いは過大計上が確認された場合、検査により税金の追徴或いは還付が確認された時の前月の最終日の人民元為替レ

トの仲値により、過少或いは過大計上した所得を人民元に換算して課税所得額を計算し、追徴或いは還付すべき税額を再度計算しなければならない。

第 8 章 附則

第 131 条 企業所得税法第 57 条第 1 項にいう本法の公布前までに設立を認可された企業とは、企業所得税法の公布前までに登記登録を完了した企業を指す。

第 132 条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地域に設立された企業は、企業所得税法第 2 条第 2 項、第 3 項の関連規定を参照して適用する。

第 133 条 本条例は 2008 年 1 月 1 日より施行する。1991 年 6 月 30 日に国务院が公布した《中華人民共和国外商投資企業および外国企業所得税法実施細則》および 1994 年 2 月 4 日に財政部が公布した《中華人民共和國企業所得税暫定条例実施細則》は同時に廃止する。